（別紙1）

租税教育推進関係省庁等協議会会則

第1条（趣旨）

租税教育推進関係省庁等協議会（以下「協議会」という。）は、平成 23 年度税制改正大綱（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）に基づき、文部科学省、総務省、国税庁等が協力し、小学校、中学校、高等学校、大学等の各学校段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について協議、確認等を実施し、都道府県、市町村租税教育推進協議会等と連携して租税教育の推進及び租税教育の充実のための環境整備を図ることを目的とする。

第2条（協議事項等）

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、確認等を行う。

1　租税教育の充実に関する基本方針

2　協議会構成省庁等の関係機関等に対する上記1の周知・伝達事項

3　その他、租税教育の充実のために必要な事項

第3条（組織）

協議会は、次に掲げる職にある者を構成員として組織する。

文部科学省　大臣官房　総括審議官

総務省　大臣官房　審議官（税務担当）

国税庁　次長

第4条（会長）

1　協議会に会長1名を置く。

2　会長は、国税庁次長の職にある者をもってこれに充てる。

第5条（会長の職務）

会長は、協議会を総括する。

第6条（総会）

1　協議会は、事務年度の基本方針その他本会の運営に関する重要な事項を協議・確認するため、毎年1回定期総会を開催するほか、次の場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めるとき。

(2)　協議会構成員の3分の1以上から開催の請求があったとき。

2　前項の総会は、協議会構成員をもって開催する。

なお、会長が必要と認めるときは、総会に、教育関係者及び税務関係者等を賛助会員等として参加させることができる。

3　総会は別途持ち回りをもってこれに代えることができる。

第7条（運営委員会）

1　協議会の事務を行うために運営委員会を置く。

2　運営委員会は、次に掲げる職にある者を構成員として組織する。

文部科学省　大臣官房　政策課長

文部科学省　総合教育政策局　生涯学習推進課長

文部科学省　初等中等教育局　教育課程課長

文部科学省　高等教育局　大学教育・入試課長

総務省　自治税務局　企画課長

国税庁　長官官房　総務課長

国税庁　長官官房　広報広聴室長

3　会長が必要と認めるときは、運営委員会に、賛助会員等を参加させることができる。

第8条（事務局）

1　協議会及び運営委員会の事務局は、国税庁に置く。

2　事務局長は、国税庁広報広聴室長の職にある者をもってこれに充てる。

第9条（事務年度）

協議会の事務年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終了するものとする。

第10条（その他）

この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則（施行期日）

この会則は、令和4年11月2日から施行する。